



事務連絡
令和8年7月16日

各都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

プレドニゾロンコハク酸エステルナトリウム製剤及びベタメタゾン
リン酸エステルナトリウム製剤の安定供給について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進に御尽力と御協力を賜り誠にありがとうございます。

プレドニゾロンコハク酸エステルナトリウム製剤（水溶性プレドニン 10mg、20 mg及び50mg）及びベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤（リンデロン注 2 mg（0.4%）、リンデロン注 4 mg（0.4%）、リンデロン注 20 mg（0.4%）、リンデロン注 20 mg（2%）、リンデロン注 100 mg（2%）及びリンデロン懸濁注）（以下「本剤」という。）については、製造設備の更新対応等により、令和6年10月以降、順次限定出荷となっております。

現在、本剤の製造販売業者において、製造設備の更新等の安定供給に向けた取組が進められていると承知しております。

しかしながら、足下の供給状況については、医療機関において必ずしも十分な量が入手できない状況が生じていることを踏まえ、本日、本剤及びその代替薬（以下「本剤等」という。）の製造販売業者に対して、必要な患者に本剤等が安定的に供給されるよう、引き続き、増産をはじめとした、必要な措置を要請したところです。

このような状況について、貴管下関係医療機関に対して周知いただくとともに、本剤の限定出荷の解除に向けて、一定の期間を要することから、限られた医療資源を必要な患者に適切に供給できるよう、本剤が安定的に供給されるまでの間、下記について周知をお願いします。

記

- 1 医療機関におかれては、本剤等について当面の必要量に見合った適切な在庫を確保することとし、過剰な発注を控えていただき、当面の必要量に見合う量のみを購入をお願いしたい。また、患者の状態等を踏まえ、医学的に代



替薬の使用が可能な患者については、代替薬の使用についても考慮いただきたい。

- 2 卸売販売業者におかれては、前回注文に係る納入状況や医療機関における在庫状況を確認した上で、患者数の動向等を勘案した必要量の供給を随時行い、本剤等の偏在が起こらないよう配慮していただきたい。その際、新規開設者等が不利とならないよう最大限配慮していただきたい。